



## 2 市民税・県民税の申告相談と受け付け

会場	期間	受付時間
市民税課(市役所2階)	2月16日(木)~3月15日(水) ※土・日曜日を除く	午前9時~午後6時
	日曜日の申告相談・受け付け 2月19・26日(日)	午前9時~午後4時
上河内(中里町)	2月8日(水)~10日(金)	午前9時~午後3時
河内総合福祉センター(白沢町)	2月21日(火)~23日(木)	
平石(下平出町)	2月21日(火)・22日(水)	
清原(清原工業団地)	2月13日(月)~15日(水)	
横川(屋板町)	2月16日(木)・17日(金)	
瑞穂野(下桑島町)	2月23日(木)・24日(金)	
城山(大谷町)	2月16日(木)・17日(金)	
国本(宝木本町)	2月23日(木)・24日(金)	
富屋(徳次郎町)	2月20日(月)	
豊郷(岩曾町)	2月15日(水)~17日(金)	
篠井(下小池町)	2月20日(月)	
姿川(西川田町)	2月13日(月)~15日(水)	
雀宮(新富町)	2月8日(水)~10日(金)	

### 市民税・県民税、所得税の申告に必要なもの

(領収書や証明書などは平成28年中のもの)

- 申告書
- 申告者本人のマイナンバーカード(個人番号カード)または次の2種類の書類①マイナンバー(個人番号)確認書類(通知カード、個人番号が記載された住民票の写しなどのいずれか1つ)②身元確認書類(運転免許証、障がい者手帳、公的医療保険の被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証、写真付きの社員証・学生証などのいずれか1つ)※郵送の場合は、上記の書類のコピー。マイナンバーカード(個人番号カード)は表面と裏面のコピーの添付が必要。なお、扶養親族などの本人確認書類の提示または添付は不要
- 印鑑(ゴム印不可)、筆記用具、電卓
- 給与所得および年金所得のある人は、源泉徴収票(原本)
- 事業所得(営業、農業など)および不動産所得のある人は、収支内訳書(収入および必要経費を計算できる書類)※青色申告の人は決算書
- 国民健康保険税(料)、介護保険料、国民年金保険料、その他の社会保険料の支払い金額が分かる書類
- 生命保険料、地震保険料の控除証明書
- 雑損控除、寄附金控除などの控除を受けようとする人はそれを証明できる書類
- 医療費控除を受ける人は、領収書および明細書
- ※明細書はご自身で作成してください
- 還付金を振り込む金融機関の預貯金口座番号が分かるもの

### 市民税・県民税の申告

市民税・県民税の申告相談と受け付けの日時・会場  
左の表2の通り。

### 市民税・県民税の申告用紙

昨年中に申告した人などへ、2月上旬に発送を予定しています。届かない人で申告が必要な人は、市民税課または各(市)・(区)・(町)・(村)から取り出し可)で入手してください。所得税の確定申告を提出する人は、改めて、市民税・県民税の申告を市に提出する必要はありません。

### 申告が必要な人

▽平成29年1月1日現在、市内に居住し、平成28年中に営業・農業などの所得があった。

▽給与収入があり、次のいずれかに該当する。①勤務先から市に、給与支払報告書が提出されていない②給与・退職以外の所得の合計金額が20万円以下③所得税の納付はないが、市民税・県民税で医療費控除などの控除を追加する。▽収入が公的年金などのみ、または公的年金などと年金以外の所得が20万円以下で、

源泉徴収票に記載されている控除以外に、市民税・県民税で扶養控除や社会保険料控除などを追加する。

### 年金収入400万円以下の人へ

平成23年分の確定申告から、公的年金などの収入が400万円以下で、かつ、それ以外の所得が20万円以下である場合には、医療費控除などによる所得税の還付を受ける場合を除き、確定申告の必要がなくなりました。ただし、市民税・県民税で控除の追加をする場合は、市民税・県民税の申告が必要。また、所得税の源泉

徴収の対象とならない外国の法令に基づく公的年金を受給している場合は、平成27年分から確定申告が必要となりました。

### 所得がなかった人も、市民税・県民税の申告を

市民税・県民税の申告は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営・県営住宅の家賃、保育料などの算定基礎となっています。申告がないと、これらの負担割合の正しい算出ができまないので、所得がなかった旨の申告が必要。また、所得税の源泉

### 混雑緩和にご協力を

申告期間中は、市役所、各申告受け付け会場ともに大変混雑しますので、申告書はなるべく郵送での提出にご協力をお願いします。

### 不審な電話や振り込め詐欺にご注意を

税務職員がマイナンバー制度アンケートなどと称して電話することや、振り込みを依頼することはありませぬ。不審に思った場合には、市民税課までお問い合わせください。市民税課 ☎(632)2233、市民税課 ☎(632)2214、市民税課 ☎(632)2217

◎毎月1日は「もったいないの日」・毎月10日は「もったいない残しま10(てん)の日」市では、地球上にあるすべてのものに、尊敬と感謝の気持ちを持ち、人やものを大切に「もったいない運動」の中で、まだ食べられるのに廃棄される食品を減らすため、家庭にある賞味期限・消費期限の近いものや野菜・肉などの傷みやすいものを積極的に使用し、料理の食べ切りや食材の使い切りなどを実践する「もったいない残しま10運動」を進めています。皆さんも取り組んでみませんか。環境政策課 ☎(632)2409